

指名停止措置一覧表

令和8年6月15日 現在

埼玉県入間市 担当:総務部管財課

	指名停止業者名	所在地	指名停止期間	指名停止措置 要領該当項目	停止理由	停止期間	内 容
1	三和体育製販株式会社	埼玉県川口市緑町9-15	令和8年6月15日 ~ 令和8年7月14日	別表第2 第6号	不正又は 不誠実な 行為	1か月	当該事業者は、令和8年4月9日に入札を行った「公園遊具施設点検業務委託」において仕様書に定められた内容を把握せずに入札書を提出した結果、落札業者として決定されていたにもかかわらず、契約を辞退したため。 このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条関連別表第2 第6号 不正又は不誠実な行為に該当するため。
2	富士通Japan株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1番地 5	令和8年6月15日 ~ 令和8年7月14日	別表第2 第6号	不正又は 不誠実な 行為	1か月	当該業者の社員が、令和7年2月4日から同年3月25日、当該業者の事務所などで親会社である富士通株式会社が管理する営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕されたため。 このことが、「入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領」第2条関連別表第2 第6号 不正又は不誠実な行為に該当するため。